

リハビリこころ day 運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社ラヴェストが開設するリハビリこころ day（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る。以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うものとする。通所介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リハビリこころ day
- 2 所在地 徳島県小松島市中田町字新開 44-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 サービス提供時間数に応じて1名以上配置

生活相談員は、指定通所介護等の利用申し込みに係る調整、通所介護計画又は第1号通所介護事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。又、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

3 介護職員 単位ごとに専従で常勤1名以上配置。但し、単位の利用数が15名以下の場合。

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

4 看護職員 単位ごとに1名以上配置。但し、利用定員が10名以下の場合は配置しなくて良い。

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

5 機能訓練指導員 単位ごとに1名以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日とする。

但し、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日までを除く。

2 営業時間 8時15分から17時15分

3 サービス提供時間 1単位目（午前の部） 8時55分から12時00分

2単位目（午後の部） 13時10分から16時15分

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

1単位毎 定員18名（2単位制）

（指定通所介護等の提供方法、内容）

第8条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護。

2 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

3 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

4 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第9条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

第10条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画等の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録)

第11条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項、第53条第4項又は第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載し保存する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第12条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 通常要する時間を超える利用料は、1 時間当たり 1500 円とする。
- 3 第 13 条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、一律 600 円とする。
- 4 ドリンクの提供に要する費用として、1 回の利用につき一律 180 円とする。
- 5 おむつやパット等、生理用品やその他日常生活活動に要する費用として、使用分につき利用者負担が適当と認められる額とする。
- 6 第 2 項から第 5 項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に口頭または文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 7 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、小松島市全域とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 14 条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者

防災訓練 年 1 回

避難訓練 年 2 回

通報訓練 年 1 回

(虐待の防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第18条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、少なくとも年1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第20条 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第21条 利用者は、通所介護等の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。
- (2) 事業所内は全館禁煙とし、屋外であっても利用時間内の喫煙を控えること。
- (3) 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。
- (4) 他の利用者又は従業者に対する暴言、暴力その他の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。
- (5) 送迎は自宅から事業所、事業所から自宅までを原則とし、契約時に指定された場所以外の指定はしないこと。

(相談・苦情対応)

第22条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第23条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第24条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(保険外事業の実施)

第25条 事業所は、指定通所介護等の事業に支障がない範囲内で、当該事業所の設備及び備品等を用いて、保険外の整体・コンディショニング事業（健康維持・増進を目的とした運動指導や徒手によるリラクゼーション等。以下「保険外事業」という。）を行うことができる。

- 2 保険外事業の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。ただし、指定通所介護等の提供に支障がない場合はこの限りではない。

- (1) 平日 第6条に定める営業時間の終了後（17時30分以降）

(2) 土曜日 9時00分から17時00分まで

- 3 保険外事業の利用料は、別途定める料金表（税別表示）に基づくものとする。
- 4 保険外事業の送迎に係る費用等の実費徴収については、別途定める算出基準に基づくものとする。
- 5 保険外事業の会計は、指定通所介護等の事業の会計と明確に区分するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第26条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年6回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 3 事業所は、指定通所介護等に関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあつては当該計画の完了の日）から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社ラヴェストの代表社員とリハビリこころ day の管理者との協議に基づき定めるものとする。

（運営推進会議）

第27条 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員その他地域密着型サービスに知見を有する者により構成される運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催し、指定通所介護等の提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 3 事業所は、前項の報告、評価及び要望、助言等の内容を記録し、これを公表するものとする。
- 4 事業所は、運営推進会議における評価及び要望、助言等の内容について、小松島市に報告するものとする。

（カスタマーハラスメント対策）

第28条 事業所は、利用者又はその家族等からの著しい迷惑行為（暴言、暴力、威嚇、性的な言動、不当な要求その他社会通念上許容される範囲を超える言動をいう。以下「カスタマーハラスメント」という。）から従業者を保護するため、次の措置を講ずる。

- (1) カスタマーハラスメントを許さない旨の事業所の方針を明確にし、従業者に周知すること。
- (2) カスタマーハラスメントに関する従業者からの相談窓口をあらかじめ定め、これを従業者に周知するとともに、相談窓口の担当者が適切に対応できる体制を整備すること。
- (3) カスタマーハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- (4) カスタマーハラスメントの事実が確認された場合には、速やかに被害を受けた従業者への必要な配慮を行うとともに、複数人での対応への切替え、警察・弁護士等関係機関への相談その他の再発防止に向けた措置を講ずること。
- (5) 相談者及び関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、これを従業者に周知するとともに、相談したこと等を理由として従業者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

- (6) 従業者に対し、カスタマーハラスメントへの対応に関する研修を定期的実施すること。
- 2 事業所は、前項の措置を講じてもなお改善が見られない等、悪質と認められるカスタマーハラスメントを行う利用者又はその家族等に対しては、サービス提供の一時中断、契約内容の見直しその他の必要な措置を講ずることができる。
- 3 カスタマーハラスメントに関する相談・報告の窓口及び対応の具体的な手順については、別に定める「カスタマーハラスメント対応マニュアル」によるものとする。

附 則

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日より施行する。

令和元年 10 月 1 日より一部変更、施行する。

令和 2 年 2 月 1 日より利用定員を変更、施行する。

令和 4 年 6 月 1 日より一部内容の追加変更し施行する。

令和 5 年 6 月 1 日より利用定員を変更、施行する。

令和 6 年 3 月 31 日より一部変更・追加し、施行する。

令和 7 年 2 月 1 日より利用料金を一部変更、施行する。

令和 8 年 2 月 1 日より保険外事業に関する条項（第 26 条）を追加し、施行する。

令和 8 年 10 月 1 日より、虐待防止に関する事項の重複条項（旧第 24 条）を削除し、以降の条番号を繰り上げる（旧第 25 条～第 27 条を第 24 条～第 26 条とする。）。

令和 8 年 10 月 1 日より、身体拘束等の適正化に関する条項（第 18 条第 3 項）、運営推進会議に関する条項（第 27 条）及びカスタマーハラスメント対策に関する条項（第 28 条）を新設し、並びに第 21 条第 4 号を一部変更し、施行する。